

## 第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ① 第三者評価機関名

株式会社 ブルーライン
-------------

### ② 評価調査者研修修了番号

2408-007-02
2007010176

### ③ 施設名等

名称	おお里
施設長氏名	浅香 義一
定員	116名
URL	http://sswc-gr.jp/osato/osato/
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1977/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団
職員数 常勤職員	46名
職員数 非常勤職員	12名
専門職員の名称（ア）	社会福祉士
上記専門職員の人数	1名
専門職員の名称（イ）	保育士
上記専門職員の人数	8名
専門職員の名称（ウ）	看護師
上記専門職員の人数	1名
専門職員の名称（エ）	管理栄養士
上記専門職員の人数	1名
専門職員の名称（オ）	調理師
上記専門職員の人数	3名
専門職員の名称（カ）	臨床心理士
上記専門職員の人数	2名
施設設備の概要（ア）居室数	児童居室計70
施設設備の概要（イ）設備等	高齢児棟、親子訓練棟、管理棟（職員室、フターケア室等）
施設設備の概要（ウ）	
施設設備の概要（エ）	

### ④ 理念・基本方針

<p>(1) 経営理念（法人） 埼玉県社会福祉事業団は、利用者、職員、地域社会がお互いに支えあい、共に歩む施設を目指し、地域福祉に貢献します。</p> <p>(2) 経営方針（法人）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心・安全な利用者支援</li> <li>2 愛情支援</li> <li>3 効果的・効率的な施設経営</li> <li>4 経営の透明性</li> <li>5 継続的な改善</li> </ol> <p>(3) 基本方針（施設） 法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実</li> <li>2 心の傷を癒す治療的養護の充実</li> <li>3 安心・安全な生活の保障</li> <li>4 地域との交流・連携の充実</li> </ol>
--

### ⑤ 施設の特徴的な取組

<p>1 入所児童の退所後の自立を促進するため、平成22年度から社会・就労体験、就職・進学支援、アフターケアからなる自立支援3事業に取り組んでいる。</p> <p>「社会・就労支援事業」 施設・学校・地域の企業が連携し、企業見学や就労体験を通して就職・進学を支援する。アルバイトは、将来への生活資金、学資金の蓄え、卒業後の就労先として重要であることを踏まえ、効果的な施策を講じながら、インターンシップ同様に大切な就労体験資源として活用する。</p> <p>「児童自立サポーターによる就職・進学支援」 民間企業OB及び地域の経営者などで構成する児童自立サポーターズにより、高校生を対象に、社会・職業意識の養成を目的に指導を行う。</p> <p>「退所児童に対するアフターケア」 退所児童が社会でスムーズに過ごせるようになるまでは、悩み、相談（離職防止）等のフォローが極めて重要である。したがって施設で対応する窓口を明確にし、退所後の児童の状況の把握、相談、課題解決の支援を行う。</p> <p>2 県立施設として一時保護児童の積極的な受け入れを行う。 平成25年度は52人、延べ日数1902日、平成26年度は30人、延べ日数896日、平成27年度は8月31日現在で17人、延べ日数601日の児童を受け入れている。なお、緊急な依頼に対しても即日の受け入れを行っている。</p>
--

### ⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2015/8/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2016/1/28
受審回数	2回
前回の受審時期	平成24年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

(1) 【地域との交流】

地域との交流に関しては、地区の自治会に加入し地域の行事や活動に積極的に参加しています。特に子ども対象の行事では、おおりの児童が中心となり対応しています。職員も年間10回程開催される地域の行事に積極的に参加し、イベントの企画等で貢献しています。学校の友人等の来訪に付いても、極力オープンな雰囲気作りに努め、来やすい環境づくりを心掛けています。

(2) 【アフターケア】

措置変更や地域・家庭への移行等、退所後の対応に付いては、中期計画にも「自立支援3事業」として重点テーマとして掲げ、「アフターケアカード」を発行する等、養育・支援の継続性に配慮したアフターケアの充実に関し、特別な対応体制で臨んでいます。

(3) 【リスクマネジメント】

「事故防止・生活安全委員会」が組織され、リスクマネジメント体制が整えられています。運営の手引きにリスクに対応した各種マニュアルも整備され、職員に周知されています。ヒヤリ・ハットに関しては、事例収集、要因分析、改善策を検討し、実施1ヶ月後に再検証しての完了確認までされています。全体のまとめは年2回行われ、法人として総括がされています。

(4) 【自立支援計画】

アセスメントに基づき、子ども一人ひとりの具体的なニーズが明示された個別的な自立支援計画が策定されており、アセスメントに当たっては、児童相談所や医師・学校の先生等、必要に応じて外部へも招請し、協議を実施しています。

自立支援計画に基づく支援の実施開始後、及び半期での評価・見直し後、1ヶ月を経ての実施状況を確認し、適正な計画であるかどうか、或いは変更の要否を再吟味しています。又、自立支援計画の評価に当たっては、担当職員が5段階評価を行い、施設長まで回覧により確認・承認する仕組みとなっています。

(5) 【入所時の対応】

入所した際には定められた手順に基づき受入を進め、温かく迎える準備に工夫を凝らし、受け入れを行っています。具体的には、新しいスリッパや食器を必ず揃えておく等、安全安心な居所であると早く認識して貰える様な配慮を心掛けています。

(6) 【主体性を尊重した支援】

直近ではヒップホップダンスの受講希望に対応する等、子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になる様に子どもの意見を反映させ、適宜、許容範囲を改変しています。購入図書や新聞(スポーツ紙・子ども新聞)に付いても、子ども達の希望に合わせた物を手配する様、配慮しています。

(7) 【食育の推進】

日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れる事で、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につける事が出来る様、食育を推進しています。又、機会を設けて郷土料理や季節の料理、伝統行事の料理等に触れる機会を持つ事で、食文化を継承していく取組が行われています。その他、おやつ作り教室やマナー教室への参加等、興味を持って参加出来る様な工夫がなされています。

(8) 【学習支援】

中々静かに落ち着いて勉強できる環境を準備する事は難しいのですが、施設内の共用スペースや面会室等を開放し、便宜を図っています。定期的に学校との連絡会を持つ等、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っています。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供しています。

◇改善を求められる点

(1) 【事業計画の周知】

事業計画に付いては、子どもに対しては各ユニット毎に児童会を通して解り易い資料をもとに説明を行っていますが、保護者に対しては、保護者会等が組織されていない為、説明会等は行われていません。色々な事情で集合しての会議開催は難しいとしても、資料を配布する等を行い、周知する事によって、養育・支援に対する安心感や信頼を高められるのではないかと感じられます。

(2) 【職員の就業状況】

「児童養護は休暇が取れない業務である」や「福利厚生制度も中々利用し難い」と云った現状がある様に思われますが、基本的には人員配置上の欠員であったり、兼務体制による負荷バランスの問題をどの様に解消して行くのかが喫緊の課題と感じられます。尚、増員の検討や兼任の解消に付き改善案は検討されています。

(3) 【職員の教育・研修】

中期計画に「人材育成計画」が策定され、期待する職員像として【元気・優気・根気】が示されていますが、具体的に職員個々の教育・研修計画は策定されておらず、参加の募集や案内が届いた都度、職員を決め実施されています。その為、定期的に個別の教育・研修計画の評価や見直しが求められます。

(4) 【プライバシー保護】

職員は利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等に付いては熟知しており、日々の支援は支障なく実施されていますが、プライバシー保護規程・マニュアルは法人としても整備がされていません。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

積極的に取り組んできた自立支援3事業や、緊急な一時保護などへの対応、地域との交流や食育などの支援、さらにヒヤリハット報告を活用したリスクマネジメントなどの取り組みが高く評価されたことは励みになるものであり、今後ともこれらの事業を維持・継続するとともに、他の事業においても継続的な改善を進めたいと思います。

⑨第三者評価結果（別紙）

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a

【コメント】

法人としての理念・基本方針は、ホームページや年度始めに各施設に配布される資料等に明確に謳われており、施設としての基本方針も整合性を持って文書化されている。職員に対しては、年3回の全体会議に於いて確認され、読み合わせも実施している。又、子どもへも分かり易い資料を作成の上、児童会で説明がされている。

## 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結 果
【コメント】 県の児童養護施設連絡協議会等への参加を通じ、子どもの数や子ども像・経営環境の変化や課題等を協議会の研究・調査・報告や児童相談所の分析データ等より全体の動向として把握・分析し、法人として予算検討を含め、中長期計画の策定段階での方向付け等に活用している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 県や市・児童相談所との各種連絡会・協議会や、その報告等より得られた分析データや全体の動向等が中長期計画に反映され、理事会の承認後、職員にも説明され、具体的な解決・改善に向け取組が進められている。	

## 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結 果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 法人として「中期経営計画(平成25年度～27年度)」が策定されており、更にそれを受けて「実施方策(案)」により具体的な実施内容が検討されている。設定可能な課題に於いては数値目標も掲げられており、評価・見直しに付いては、項目毎・年度毎に終了や継続・新規追加の判断がされている。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 年度毎の事業計画に於いては、中長期計画の課題を踏まえ、重点テーマを抽出して「重点目標シート」が策定されており、各課題項目毎に委員会を組織してフォローを行っている。設定可能な課題に於いては数値目標も掲げ、年4回の評価・見直しを行っている。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 年度の重点テーマ(重点目標シート)に付き、各課題項目毎に委員会を立ち上げ、決められた時期・手順に基づき評価・見直しが行われている。しかしながら、事業計画の評価・見直しの結果が、次年度の計画に反映されているかに付いては、毎年の事業計画の文言が繰り返しとなっている為、解り難い。	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】 子どもに対しては、各ユニット毎に児童会を通して解り易い資料をもとに説明を行っているが、保護者に対しては、保護者会等が組織されていない為、説明会等は行われていない。色々な事情で集合しての会議開催は難しいとしても、資料を配布する等を行い、周知する事によって、養育・支援に対する安心感や信頼を高められるのではないかと感じられる。	

## 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結 果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 組織的に「サービス自己評価の概要」が明示されており、自己評価の際にPDCAの改善サイクルに基づいた計画・実施・評価・見直しの展開方法が詳細に定められている。又、定期的に第三者評価の受審も行われており、改善課題の抽出も行われている。	
② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】 評価結果から出た課題に関しては、改善計画が立てられ具体的な対応が図られており(例：個人アルバムの作成促進)、施設内サーバーに登録され職員間で共有されている。併せて行政のモニタリングから指摘された課題等も俎上に乗せられ検討されている。又、重点テーマに取り上げられた課題に付いては、その展開の中でPDCAが機能している。	

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結 果
<p>① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<p>【コメント】 施設長は、ホームページに所信表明を含め取組を明確にしており、年初の施設運営会議に於いても職員に対し責任と役割を表明している。又、職務分掌に於いて、施設長始め職員全員の役割・責任を詳細に明文化しており、有事の際の対応に付いても、マニュアル化され周知が図られている。</p>	
<p>② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p>【コメント】 施設長は、施設長研修等で得られた法令遵守に関わる対応の施設内展開の他、法令の変化点(追加・変更等)に於いて、行政や他施設との児童養護施設会議等より得た情報に基づき、職員に施設運営会議等の中で説明し、周知を図っている。</p>	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
<p>① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>【コメント】 施設長は、年2回行われる技術支援会議や定例会議の中で、質に関する課題を把握し改善の為の具体的な取組を明示しており、職員との日常のコミュニケーションや内部研修会に於いて指導力を発揮している。</p>	
<p>② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>【コメント】 施設長は、法人内で規定されている職権を踏まえ、人事・労務・財務等につき業務の改善や実効性の向上に向け指導力を発揮している。又、人員配置に関する配慮や施設内の巡回での職員とのコミュニケーションにより職員の働きやすい環境整備に努め、施設運営会議等でその表明を行っている。</p>	

## 2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>第三者 評価結 果</p> <p>a</p>
<p>【コメント】 中長期計画に於いて、「人材の確保育成」が重点テーマに掲げられ、人材育成計画を策定の上、専門性の高い人材の確保や必要な人材の安定した登用・育成に向け、採用イベントの開催やハローワークの活用、実習生やボランティアの育成→職員採用、人材養成機関の設置等、具体的に担当部署を決め取り組んでいる。</p>	
<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 「人材育成計画」が策定され、期待する職員像として【元気・優気・根気】が示されており、人事考課制度に基づき、年度毎に職員の目標管理が実施されている。その成果や貢献度等に付き、評価が年2回行われ、結果のフィードバック時には職員の将来に対する意向や意見も把握され、人事管理制度として機能している。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】 「児童養護は休暇が取れない業務である」や「福利厚生制度も中々利用し難い」と云った現状がある様に思われるが、基本的には人員配置の欠員であったり、兼務体制による負荷バランスの問題をどの様に解消して行くのかが喫緊の課題と感ぜられる。増員の検討や兼任の解消に付き改善案は検討されている。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 人事考課制度に基づき、目標管理が仕組として行われ、年2回の進捗状況の確認と面談により職員とのコミュニケーションが図られている。その際、職員に対する期待の伝達と併せ、職員の将来に向けての希望や助言・指導等に関しても確認がされている。</p>	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】 中期計画に「人材育成計画」が策定され、期待する職員像として【元気・優気・根気】が示されているが、具体的に職員個々の教育・研修計画は策定されておらず、参加の募集や案内が届いた都度、職員を決め実施されている。定期的に教育・研修計画の評価や見直しを求められる。</p>	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 人事台帳により、職員の専門資格の取得状況等は管理されている。又、採用時研修から始まる受講資格取得に合わせた階層別研修や人事評価研修等の特別研修や習熟度を配慮したOJT教育も設定されている。</p>	
<p>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 実習生向けの「実習のしおり」が策定され、その中で実習生の教育・育成に関する基本姿勢を表明しており、マニュアルも整備している。又、社会福祉士や保育士等、専門職種の特性に配慮したプログラムも用意されている。</p>	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結 果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】 ホームページに法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。苦情・相談の体制に付き、第三者委員の選任も含め策定され法人のホームページにも公開されており、所内掲示もされている。地域に対しては、都度、施設で行っている活動を説明した印刷物を配布して説明に努めている。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 職務分掌に施設長始め、職員全員の役割と責任が明示されており、職員にも周知されている。外部監査に付いては、毎年、法人として公認会計士の監査を受けており、その中で指摘のあった課題に付き、施設にも展開されている。内部的には法人本部による「一般監査」が毎年行われ、同様に展開されている。	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結 果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】 地域との交流に関しては、地区の自治会に加入し地域の行事や活動に参加している。特に子ども対象の行事では、おおりの児童が中心となり対応している。職員も年間10回程開催される地域の行事に積極的に参加し、イベントの企画等で貢献している。学校の友人等の来訪に付いても、極力オープンな雰囲気作りに努め、来やすい環境づくりを心掛けている。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化しており、近隣大学のボランティアサークルを中心に積極的に受け入れている。受入時のオリエンテーションで、登録手続、配置等に付き、マニュアルに基づき説明している。ボランティアは児童の学習指導や催し物の手伝い、学校での授業の援助等でも活躍している。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 当該地域の関係機関・団体に付いては、リストや資料を作成しており、職員に周知されている。特に関連の深い児童相談所とは、日々、諸々の事で連携している。又、児童相談所の連絡会では、具体的な事例を元に対応の研究がなされている。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
【コメント】 地域との関わりに於いては、各種各分野での協力体制が整えられている。具体的には、グラウンドを開放してのゲートボール大会やグラウンドゴルフ・納涼祭、福祉に関する講習会講師の派遣、事業として公開しては無いが電話での子育て相談、防災関連では災害時双方応援に関する協定書の締結、合同防災訓練等、その他、子どもも参加しての清掃活動等を行っている。	
② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】 施設長は、児童相談所や児童養護施設連絡会での情報、民生委員の推薦人としての立場からの情報等から地域の福祉ニーズ収集に注力している。その中から、地域に貢献出来る内容として、見学の受入やグラウンド・会議室・機材（テント・テーブル・イス等）の貸し出し、ショートステイ事業（市町村からの委託契約事業）、電話での子育て相談等、具体的な活動を行っている。	

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

<p>(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>	<p>第三者 評価結 果</p>
<p>① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつたための取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 年2回、職員会議に於いて理念・基本方針・倫理規程の読み合わせを行っており、子どもを尊重した養育・支援の実施について周知している。又、生活のしおりやおお里行動基準に、職員としての基本姿勢・在り方を明示しており、自己評価やセルフチェックも定期的に行われている。</p>	
<p>② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】 職員は利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等に付いては熟知しており、日々の支援は支障なく実施されているが、プライバシー保護規程・マニュアルは整備がされていない。</p>	
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 生活のしおりや理念・基本方針の説明資料(おお里子ども版)に養育・支援・利用に必要な情報を提供しており、入所希望者には必ず見学をして貰う様、配慮している。又、情報提供資料は年度毎に見直され、適宜改訂が図られている。</p>	
<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 アセスメントや自立支援計画作成段階で、養育・支援の内容に関する詳細な説明を「生活のしおり」や「児童支援計画説明資料」に基づき行い、子どもや保護者等の自己決定を尊重しながら計画を作成している。</p>	
<p>③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 措置変更や地域・家庭への移行等、退所後の対応に付いては、中期計画にも「自立支援3事業」として重点テーマとして掲げ、「アフターケアカード」を発行する等、養育・支援の継続性に配慮したアフターケアの充実に関し、特別な対応体制で臨んでいる。</p>	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	<p>第三者 評価結 果</p>
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 不定期ではあるが、年2回、誕生日等の機会を捉えて要望や希望等を聴取している他、毎年の満足度調査によりデータを収集し、その結果から以後の養育・支援の具体的な改善を行っている。又、児童会、意見箱で児童の意見を吸い上げ、子ども参画の中で話し合いの機会を設けている。</p>	

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者 評価結 果
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】 施設内に意見箱が設置され、その内容に対応した改善が進められ、結果も所内掲示されている。尚、苦情解決の体制については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員が設置されている。又、法人のホームページにも公開されており、所内掲示もされている。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】 児童会やアンケート・意見箱により、子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。又、複数の面会室を設け、随時、子ども達の相談に対応出来る様、配慮している。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】 苦情解決実施要項に対応方法等を規定し、見直しも行われている。職員室はオープンな雰囲気に保たれる様、職員が配慮している他、意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結 果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】 「事故防止・生活安全委員会」が組織され、リスクマネジメント体制が整えられている。運営の手引きにリスクに対応した各種マニュアルも整備され、職員に周知されている。ヒヤリ・ハットに関しては、事例収集、要因分析、改善策を検討し、実施1ヶ月後に再検証して完了確認までされている。全体のまとめは年2回行われ、法人としての総括がされている。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 感染症の種類別マニュアルが策定されており、責任管理体制が整備されている。担当者を中心に、外部研修や法人内研修に参加しており、発生時に備え適切に準備されている。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】 災害時の対応体制がフロー図によりまとめられており、立地条件から特に水害時のハザードマップの確認等は詳しくされている。地域では、総合防災訓練等により関係機関との連携を日常的に行っており、食料や備品類の備蓄も適正に行われている。		

## 2 養育・支援の質の確保

<p>(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p>① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	<p>第三者 評価結 果</p> <p>a</p>
<p>【コメント】 「運営の手引き」に職員の行動基準として標準的な実施方法が謳われており、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。又、年2回、職員への周知徹底を兼ねて読み合わせが行われている。</p>	
<p>② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに付いては、改訂が必要な案件が発生した都度、訂正され、自立支援計画の内容から変更が必要と見なされた事案が発生した場合は、内容に応じて反映されている。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>	
<p>① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 アセスメントに基づき、子ども一人ひとりの具体的なニーズが明示された個別的な自立支援計画が策定されており、アセスメントに当たっては、児童相談所や医師・学校の先生等、必要に応じて外部へも招請し、協議を実施している。</p>	
<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 自立支援計画に基づく支援の実施開始後、及び半期での評価・見直し後、1ヶ月を経たの実施状況を確認し、適正な計画であるかどうか、或いは変更の要否を再吟味している。又、自立支援計画の評価に当たっては、担当職員が5段階評価を行い、施設長まで回覧により確認・承認する仕組みとなっている。</p>	
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 毎朝の宿直員のミーティングにより情報共有と伝達が行われ、その後、日勤職員へも伝達される仕組みになっている。記録は記録要領(記録の書き方)に沿って記入され、自立支援計画以外は施設内のネットワークでも共有が図られている。</p>	
<p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 個人情報保護規程、及び文書管理規程が策定されており、子どもに関する記録の管理体制が確立している。文書管理規程では、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。職員に関しては、個人情報保護の観点から教育や研修が行われており、誓約書も提出されている。</p>	

□

内容評価基準（41項目）A-1 子ども本位の養育・支援

<p>(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮</p> <p>① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。</p>	<p>第三者 評価結 果</p> <p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>子どもにとって現段階での最善の利益は、安全・安心な暮らしであり環境であるとの認識が職員に先ずあり、日々の子どものやり取りを振り返りながら、施設長を始め、職員間での指導・連携の体制の中で、子どもの状況に応じて適切な対応が出来る様、支援している。</p>	
<p>② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>かなりデリケートな内容であるので、児童相談所等と協議の上、子どもの発達段階等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。</p>	
<p>(2) 権利についての説明</p>	
<p>① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>各児童会に於いて、「子どもの権利ノート」を用いて権利についての理解を深める様、子ども達に説明している。子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならない事、又、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならない事が、日々の養育の中で伝わる様、努力している。</p>	
<p>(3) 他者の尊重</p>	
<p>① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>誕生日に食事会を設ける等、良好な人間関係が築ける様、職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。又、子ども同士で相手の人格を尊重しながら、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。</p>	
<p>(4) 被措置児童等虐待対応</p>	
<p>① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>就業規程に暴力行為等の禁止を明記しており、懲戒処分等を行う仕組みが規定されている。又、職員間では就業規則の読み合わせも行われ、周知・徹底が図られている。虐待行為や不適切対応があった場合には、行政や児童相談所への報告・協議が義務付けられている。</p>	
<p>② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>職員には暴力、人格的辱め、心理的虐待等の不適切なかかわりの防止に付いて、具体的な例を示し、徹底している。発見した場合の対処に付いては、記録・報告等の手順を含め、情報連絡マニュアルに明示している。子ども達に関してはCAPの受講や性教育により、子どもが自分自身を守る為の知識、具体的方法に付いて学習する機会を設けている。</p>	
<p>③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>対応マニュアルに付いては、「子どもの権利擁護の為のガイドブック」「こどものための権利ノート」を活用し対応しているが、届出者・通告者が不利益を受ける事のない仕組みは策定されていない。虐待が疑われる事案が生じた時に、施設内役付会議で検証し第三者の意見を聞くなどの迅速な対応をする為の体制整備はされている。</p>	

(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】 子どもの思想・信教の自由については、子どもの不利益にならない様に、最大限に配慮し保障している。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】 入所した際には定められた手順に基づき受入を進め、温かく迎える準備に工夫を凝らし、受け入れを行っている。具体的には、新しいスリッパや食器を必ず揃えておく等、安全安心な居所であると早く認識して貰える様な配慮を心掛けている。		
②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 児童会や日常の関わりを通して、子ども達の要望や問題等に関して共に考え、共に振り返ると云う姿勢で、生活日課や生活プログラムに臨み、主体的に解決して行ける様、支援している。		
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
【コメント】 直近ではヒップホップダンスの受講希望に対応する等、子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になる様に子どもの意見を反映させ、適宜、許容範囲を改変している。購入図書や新聞に付いても、子ども達の希望に合わせた物を手配する様、配慮している。		
②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
【コメント】 小学生の高学年からは小遣い帳や通帳を使って、限られたお金を計画的に使用する等、金銭の自己管理ができる様、支援している。高校生に関しては自活訓練を行い、金銭管理の感覚を身をもって体験できるよう支援している。		
(8) 継続性とアフターケア		
①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
【コメント】 アフターケアに関しては、重点テーマとして対応しており、家庭復帰に向け児童相談所と連携を図りながら、家庭復帰後の子どもの状況の把握に努め、子供に不利益が生じない様に体制を整えている。		
②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
【コメント】 高校進学が困難な子どもや高校中退の子ども等に付いて措置継続を行い、自立に向けた支援を行っている他、障害のある子どもに付いては、障害の程度に合った施設の紹介をしている。措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援する等、自立への道筋をつけて行く取組を行っている。		
③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 退所後の生活に向けてのリービングケアやアフターケアの体制に付いては重点的に対応が図られており、退所者の状況の把握に努め、記録も整備され相談窓口の設置もされている。毎年、同窓会として退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流出来る機会を設けている。		

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
<p>① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	a
<p>【コメント】 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解しようと努めており、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。毎年行われている満足度調査の結果からは、徐々にではあるが子どもとの信頼関係が深まっていると感じられる。</p>	
<p>② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【コメント】 子ども一人ひとりの基本的欲求の把握に努め、職員との信頼関係を構築する為に、誕生日に外出に行く機会を設ける等、職員と子どもが個別に接する時間を確保している。又、低年齢児の居室は、保母室に近い場所に設定する等の工夫をしている。</p>	
<p>③ A18 子どもを信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	a
<p>【コメント】 職員は必要以上の指示や制止をする事無く、子ども達が主体的に問題を解決して行くよう支援し、必要に応じてフォローしている。朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に把握、援助できる様、状況によって前半（早番勤務の前半部分の勤務）や後半（遅番勤務の後半部分の勤務）を配置して対応している。</p>	
<p>④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	a
<p>【コメント】 日常生活の中で、子ども達の学びや遊びに関するニーズを把握出来ている。必要性があれば可能な限りニーズに応えている。最近の例としては、公文、スイミング、ピアノ、ヒップホップダンス等、多様な要望に極力応えるべく、努めている。又、学習指導や遊びに対応したボランティアに付いても、近隣大学のボランティアサークルの協力が得られている。</p>	
<p>⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【コメント】 施設での生活の中から、社会生活の中で守らなければならないルールや生活の規範等を修得できる様、支援している。障害者施設でのボランティア活動や法人内施設での見学や体験等からも子ども達の学びの機会を設けている。</p>	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。</p>	a
<p>【コメント】 食事は決められた時間内に取り、生活のリズムが保たれているが、高校生でアルバイトをしている子どももいるので、柔軟な対応をしている。食事は季節の催し等も考慮し、工夫がされている。又、マナー教室や施設外での食事、来客を迎える食事など、食事を楽しむ多様な機会を設けている。</p>	
<p>② A22 子ども達の嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。</p>	a
<p>【コメント】 毎日の献立に付いては、栄養士の監修の下、栄養バランスや量にも配慮がされ、残食調査・嗜好調査を通して子ども達の好き嫌いを把握し、献立に反映している。病気の時等は、子ども達の健康状態に配慮した食事内容にも配慮している。</p>	
<p>③ A23 子ども達の発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。</p>	a
<p>【コメント】 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れる事で、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につける事が出来る様、食育を推進している。又、機会を設けて郷土料理や季節の料理、伝統行事の料理等に触れる機会を持つ事で、食文化を継承していく取組が行われている。その他、おやつ作り教室やマナー教室への参加等、興味を持って参加出来る様な工夫がなされている。</p>	

(3) 衣生活	① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>衣類は量的に十分確保されており、子どもが自分で清潔で、体に合い、季節に合ったものを選べる様、又、自己表現の手段としてTPOに合わせた服装が出来る様、自主的に選択できる様、支援している。衣類の購入に際しても、可能な限り子どもの個性に合ったもの、子どもの好みに合ったものを購入するような配慮が行われている。</p>		
(4) 住生活	① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>暮らし易い住環境を保つ為、日常的に居室等の整理整頓や掃除等の習慣が身につく様、支援している。又、定期的に子ども達と職員が協働で植栽の手入れや草むしりを行い、建物の外周に付いても美化に努めている。設備や家具什器に付いて、破損箇所や汚れがあった場合は必要な修繕等を迅速に行っている。</p>		
	② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設としては大舎制の施設であるが、1グループ10名程の小グループで養育を行う様、環境作りをしている。基本的には中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保出来る様、レイアウトやプライベートカーテン等の工夫をしている。幼児は保育士の隣りに部屋を設けている。</p>		
(5) 健康と安全	① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員は子どもの健康状態を常に把握出来る様、努めている。又、子ども達が自分で身だしなみや衛生管理、身体の健康等に付いて、自己管理が出来る様、支援している。子どもの交通事故を防止する為、自動車や自転車の安全教室を開催する等、交通ルールに付いて日頃から子どもに教えている。</p>		
	② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの平常の健康管理に付いては、嘱託医や看護師を配置しており、定期的に健康診断を行っている。健康上特別な配慮を要する子どもに付いては、医療機関と連携して日頃から注意深く観察し、対応している。職員に対しては、医師や外部講師による講演会等を行い、医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。</p>		
(6) 性に関する教育	① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの年齢・発達段階に応じて、正しい知識、関心が持てる様、性教育担当職員により年令別プログラムを用意し、性教育を実施している。又、職員向けには、医師や外部講師を招聘しての講習会の開催や、性教育の在り方に付いての学習会等を行っている。</p>		
(7) 自己領域の確保	① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>幼児期から、でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とする様にしており、各自のロッカー、タンス等に自分で保管する様、支援している。個人所有の物は、でき得る限り子どもの好みを尊重している。</p>		
	② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>写真に付いては、基本的には個人所有となっており、追加は不適切な内容がないかを確認の上、職員を介して子ども達に渡す様な仕組みになっている。アルバム等は年齢や状況に応じて個人が保管し、子どもがいつでも見ることが出来る。</p>		

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合、職員は子どもに寄り添い、不適切な行動そのものを問題とし、人格を否定しない事に配慮している。職員に対しては、問題が起きた時の対応方法等の研修を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得出来る様にしている。又、暴力を受けた職員に対し、無力感等への配慮も行っている。		
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしており、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となつて示し、子どもへ説明をしている。生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮しており、毎年、グループ編成の見直しを行っている。		
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
【コメント】 強引な引取りの為の対応に付いて、危機管理マニュアルに明示されており、職員に周知徹底している。引取りの可否等に付いては、家庭支援専門相談員中心に児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にならない様にしている。強引な引取り等が考えられる場合、通園・通学に付き添う等、他の子どもへの安全についても配慮がされている。		
(9) 心理的ケア		
①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】 心理的な支援を必要とする子どもに付いては、臨床心理士や家庭支援専門相談員を中心に、心理支援プログラムが策定され、その内容が反映された自立支援計画に基づき支援が行われている。又、児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助等も行っている。		
(10) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】 中々静かに落ち着いて勉強できる環境を準備する事は難しいが、施設内の共用スペースや面会室等を開放し、便宜を図っている。定期的に学校との連絡会を持つ等、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。		
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】 中期的に「自立支援3事業」として、社会・就労体験、就職・進学支援、アフターケア(特に中退児童)に重点的に取り組んでおり、進路選択に当たっては、子ども、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。進路選択に必要な資料や奨学金関連情報は適宜提供し、又、退所後の資金面、生活面、精神的面等での相談には、随時応じている。		
③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
【コメント】 中期的に「自立支援3事業」として、社会・就労体験、就職・進学支援、アフターケア(特に中退児童)に重点的に取り組んでおり、進路選択に当たっては、子ども、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。進路選択に必要な資料や奨学金関連情報は適宜提供し、又、退所後の資金面、生活面、精神的面等での相談には、随時応じている。		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】 施設の相談窓口(家庭支援専門相談員や担当職員)、及び支援方針に付いて、家族に説明し家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考える事を伝え、家族との信頼関係が構築出来る様、図っている。面会、外出、一時帰宅等を取り入れ、子どもと家族の継続的な関係作りに積極的に取り組んでいるが、デリケートな部分もある為、子どもの様子を注意深く観察し、不適切な関わりの発見に努めている。		
(12) 親子関係の再構築支援		
①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 児童相談所と連携して家庭復帰プログラムの作成を行い、家族支援の取組を行っている。家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行う等、親子関係の再構築の為の支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。又、施設における親子訓練棟の活用等を通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上等に取り組んでいる。		

(13) スーパービジョン体制

① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
---	---

【コメント】

各ユニット毎に寮長がおり、スーパーバイザー(=基幹職員)として配置されている。職員は法人内各施設との連絡協議会や事例検討会、外部研修を通して、一人ひとりが支援技術を向上させられるよう努め、又、職員相互が評価し助言し合い、施設全体の支援の質を向上させる様な取組を行っている。